

## 令和2年度 社会福祉法人指導監査実施結果の概要

### 1. 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

#### (1) 実施時期

令和2年9月から令和2年12月まで実施

#### (2) 一般指導監査

実地監査

| 区分      | 所管法人数 | 実地監査 | 文書指摘法人数 | 文書指摘率  | 文書指摘件数 |
|---------|-------|------|---------|--------|--------|
| 一般法人    | 6     | 3    | 2       | 66.7%  | 5      |
| 保育所のみ法人 | 3     | 1    | 1       | 100.0% | 2      |
| 社会福祉協議会 | 1     | 0    | 0       | 0.0%   | 0      |
| 合計      | 10    | 4    | 3       | 75.0%  | 7      |

#### (3) 特別監査

0件

#### (4) 指導監査の実施体制

安来市健康福祉部 介護保険課 指導監査室職員が実施

#### (5) 指導監査における留意事項（実施方針）

令和2年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ② 法人本部経費の適正な執行管理

#### (6) 指導監査結果の概要

##### ① 一般監査

- ・ 法人運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は認められなかった。
- ・ 各法人の改善を要する事項については、1ヵ月の期限を付して改善状況の報告を求め、必要に応じて挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・ また、期限までに改善できない事項については、事後指導により改善の徹底を図った。

##### ② 特別監査

- ・ 該当する法人は無かった。

(7) 令和2年度の主な指摘事項

○ 組織運営関係

- ・ 定款変更についての評議員会の特別決議を出席者数の確認すること。
- ・ 招集通知に記載しなければならない事項のうち、議案について理事会の決議をすること。
- ・ 業務執行理事に委任される範囲を理事会の決定で明確にすること。
- ・ 理事会で業務執行理事についての職務の執行に関する報告をすること。
- ・ 評議員会招集通知に記載しなければならない議案を理事会で議決すること。
- ・ 理事長の職務状況を理事会で報告すること。

○ 会計経理関係

- ・ 経理規程における事務処理を行うために必要な事項についての経理規程細則を定めておくこと。

○ その他